

明治28年島根県の「婆々講」事件について(1)

—明治期における類似保険の実態(3-1)—
“Pseudo-Insurance” in Shimane Prefecture, 1894

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

明治28年から29年にかけて島根県に恐らく合計300社以上の合資会社が出現し、類似保険の第二次ブーム前半のピークを迎えた。島根県の各地に多数の類似保険会社が発立され、主として死亡保険紛いの事業を展開し、加入者を奪い合った。その弊害が目に見え、遂に明治28年10月22日に138社に対して解散が命じられた。以下、島根県における類似保険の初期の動向を描く。

キーワード：類似保険 島根県 ブーム初期

I. 緒論

明治26年頃から西日本を中心に第二次類似保険ブームが始まった。「同愛舎」事件の発端をなした広島や岡山という山陽筋が第二次ブーム発祥の地と推測されるが、実態は不明である。同時代人粟津清亮によれば、明治26年に類似保険会社は、大分、福岡、熊本、愛媛、広島、そして大阪の6府県で33社を数えた¹⁾。本稿の筆者は、明治26年から27年にかけて64の類似保険会社が出現した愛媛県²⁾、および明治27年から32年までの徳島県を素材に、第二次類似保険会社ブームの一端を解明した³⁾。福岡と熊本についても実態を明らかにする用意がある。

何と云っても第二次ブームの前半の圧巻は島根県であった。ここでは明治27年から29年にかけて多数の類似保険会社が発現した。まず、明治27年2月に「石見義済合資会社」および「同社松江支店」が発立された。翌28年には「山陰養育」、「松江共済」、「石見共益」をはじめ類似保険会社が数多く出現し、明治28年10月22日の取締まりまでに160社以上を数えた。

島根県の特徴は、ブームがこれで終わりを告げなかったことである。類似保険会社の中には、早々と清算に入る会社が少なからず見られた一方、強気に営業を続行したり、看板を架け替えたり、地裁の解散命令を不服として広島高裁に訴える会社がでた。それに対して広島高裁は地裁命令を取消し、類似保険会社ブームの復活を後押しした。こうして約一年後の明治29年10月27日までに120以上の会社が存続したのである。

本稿および続稿において島根県の類似保険会社ブームを取り上げ、その実情を整理する。あわ

せて類似保険ブームの保険史における位置づけを試みる。本稿では、取締りが行われた明治 28 年 10 月下旬までの概況をブーム前半期として取り上げる。

資料は明治 27 年 1 月から 30 年 8 月までの『山陰新聞』である。同紙は同時代の地方紙と同じ体裁を取り、保存状態は良好である。本紙が残されていない日付もある。本稿の対象期間中は、日清戦争[明治 27 年 8 月～明治 28 年 4 月]と重なり、水害の義捐金募集があり[27.9.16 など]、さらに世間の耳目を集めた「相馬騒動」⁴⁾の公判が開かれ、この時期はそれらの関連記事で埋まる日が多かった。この期間中は 4 ページ建てであり、大事件のときにもページを増やしていない。大きな事件のない日には、東京の政治情勢から県内の公的機関や各種団体の動向、県内各地の消息、さらには各種事件から艶聞まで巨細となく報道されている。ちなみに、社会面をみると現在の社会情勢を報じているかのような錯覚を覚える。通常は経済紙かと思ふくらいに経済関連記事が多い。そして最後のページは公告と広告に充てられていた。

以下、本文中の「 」内は会社名を指す。「合資会社」の呼称は省いた。合名会社には(名)、株式会社には(株)を付した。[]内は『山陰新聞』の記事および公告・広告の掲載年月日である。年代は西暦でなく明治を用いたが、いちいち明治を表記することはしていない。傍点は特に断らない限り筆者による。引用文には原則として句読点を付けていない。漢字と送り仮名は、出来る限り、原文を忠実に再現するように努めた。引用文中の◇は原文の不鮮明なものを示す。

II. 島根県の生命保険事情

明治 20 年代半ばに保険は日本の社会に浸透し始めた。島根県にも、「日本生命保険(株)」、「海員生命保険(株)」、「帝国生命保険(株)」、「仁壽生命保険(株)」、「共済生命保険(資)」などの募集員が来県し、募集広告が出され、関連記事が掲載された。「帝国海上保険(株)」や「日本火災保険(株)」の「代弁店」が開設された。とりわけ明治 26 年から数年間は、『本邦生命保険業史』が「模倣濫興時代」と呼び、栗津清亮が生保「濫行時代」と称した生保会社乱立時代であった。多くの府県に生命保険会社が設立されたが、島根県にも生命保険会社企画が現れた。

『山陰新聞』[27.3.20]は「会社熱」という長文の記事で島根県の会社事情を論じたが、その一節に「曰く職工生命保険会社も遠からず当市に分身せむとす不幸なる職工が之れに頼りて安心立命の地を得るに至らば固より幸甚々々」とあった。しかし、4 月中旬 [27.4.13]、「設立認可を農商務大臣に請願せしに頃日其の定款の編成完全を欠くにより更に附箋の如く更正し尚ほ積立金の明記を要すとて却下」され、ために発起人は「奔走し居る」と伝えられた。しかし、この後の消息は不明である。

次に「山陰生命保険会社」が設立された。明治 27 年 5 月初旬、県庁に提出された「生命保険会社設立発起願書」が「一応調査の上」農商務省へ伝送され [27.5.2]、9 月 26 日付けで「農商務大臣ノ認可ヲ得」た [27.10.8]。10 月 23 日「創業總會」で取締役、支配人、監査役が選任さ

れ [27.10.27]、11 月 16 日付で「農商務大臣ノ設立免許ヲ得タ」 [27.11.27]。年末には「山陰生命保険株式会社商業登記公告」が掲載された [27.12.28]。本店は松江市末次本町、事業目的は「生命保険ノ業務ヲ営ム」こと、開業は明治 28 年 1 月 5 日、資本総額 5 万円、株式の総数 2,500 株、1 株の金額 20 円、そして払込金額は 5 円であった。

28 年 1 月中旬、山陰生命保険 (株) は開業祝として「被保人及市内の重立てる人々を末次本町臨水亭に招きて饗応を為」した [28.1.15]。1 月下旬には同社の広告が出た [28.1.24]。

「一当会社の保険料は最も低廉なり

一当会社は日曜日祭日を除き毎日午前 9 時より午後 4 時まで体格の診査を為し日曜日と雖も保険の申込を受くへし

一当会社の体格診査は裸体となさず腹部以上を見るのみなれば甚だ簡易なり

一当会社の保険申込手続は最も簡易にして保険料は 50 円以上千円迄の契約を引受くへし

一当会社は本社代理店所在地外より保険契約を申込まるるときは便宜派出の上契約を取結ふことあるへし

一当会社は軍人警察官其他危険の業に従事せらるる人と雖も保険料の割増を請求せざるへし

一当会社は保険金受取人の望に依り其金円を当会社に預り置き相当の利子を附して一回又は數回に払渡すことあるへし

一当会社は 8 年毎に保険準備金を精査し純益多額なるときは保険金 500 円以上の契約人へ利益の配当を為すへし

一当会社の保険規則書は御申越次第直ちに送呈すへし」

営業実態は不明であるが、5 月には次の記事がある [28.5.12]。「島根県三保関近状・山陰生命保険会社 同会社員松浦某氏は三四日前より来りて被保人を募集せしか既に 278 名金額 6 千余円の額に上れり同地は此種の会社か手を下さざる所後來好望の地なればとて今回代理店をも置きたりとか」。

明治 27 年末『山陰新聞』 [27.12.6] の 1 面に「会社しらへ (或る実業者の談話)」という記事が載っており、この会社に論評を加えている。

「帝国とか日本とかの文字を冠する保険会社か大資本を投して代理店を当市に置くもの二三にして足らず加ふるに安田一株の設置に係るもの及び三井組旧役員等の組織せるものも当地に代理店を置かんとするものあり此の間に介して資本も多からざる山陰生命保険会社は抑何を為さんとするや但本社の目指す所は中等以下の産を有するものを目的として好便を与ふるが如し如何にも中等以上の人々は前記の諸会社が拾ひに拾ふて吸集したる後とて少々割合よきも為めに变换するが如き愚を学ばざるは申すまでもなく加ふるに帝国と謂ひ日本と謂ひ其設立も古く其資本も大に其信用も厚し此を措て彼を信ずるものなきより中等以下に其目的を定めたるは着眼蓋し其の当を得たるものなるへし如何にも中等以下に在りては一旦掛金を為して中止するの已

むを得ることも中等以上に比しては多かるべく従ひて会社の利する所は多かるべしと雖彼の大会社とは得意の範囲に広狭あり日本全国を得意とするものは偶ま一地方に変動あるとも平均すれば全体の上には九牛の一毛なれと僅かに山陰を目的とし（固より山陰以外に及ぼすの考按なるべきも今日の信用が果して得意を吸集するに足るべきや如何）ての事なれば偶ま地方に伝染病等の流行するときには会社の損害蓋し少からざるべし会社としての彼是日を同ふして語るべからざるは主として此の点に在り聞くが如くんば追々大組織の会社が鉢合せを為すほど代理店を設置するの今日、僅々の資本もて之れに対抗せむこと到底力の得て堪ふべきにあらず仍て他の大会社へ合併し以て安全の途に出でんとの説を有する株主もありとか或は然らん。

この当時、地方に独自の保険会社を望む声がある一方、全国規模で大資本を擁する大手保険会社に比べて地場の保険会社の位置付けに戸惑う声があったのも当然であった。そうした中で同じ時期に類似保険会社ブームが起きたのである。「山陰生命保険（株）」により影響を及ぼすはずはなかった。類似保険に対する解散命令が出る前日に、「山陰生命（株）」は「生命保険ノ光彩」[28.10.25] という広告の中で述べている。

「当県下ニ濫起セル共義合資会社ハ公安ヲ害スルモノト認メラレ其筋ヨリ解散ヲ命セラレタリ我純粹ナル生命保険会社ハ此無暴ナル会社ノ為メニ其業務ヲ妨ケラレタルコト甚タシカリシニ今哉好運ニ際会セリ自今益奮勵シテ被保人諸君ニ満足ヲ興ヘントス大方ノ諸君幸ニ愛顧ヲ垂レ続々申込ミアランコトヲ切望ス」。

「我純粹ナル生命保険会社」という表現にこの会社の誇りが垣間見え、解散命令を「好運」というあたりに、類似保険会社ブームによって妨害された苦衷が伺えそうである。しかし、島根県の類似保険は、同社が期待したほどにはひ弱でなかった。

Ⅲ. 概況

1. 最初の類似保険会社・石見義済

設立

明治 27 年 2 月 13 日『山陰新聞』に「石見義済合資会社」の商業登記公告が掲載されている。これが島根県で最初の類似保険会社であった。「純粹ナル」生保会社、「山陰生命保険（株）」の創立の一年前のことであった。

商業登記公告

明治 27 年 2 月 9 日合資会社登記簿第一冊第一号へ左ノ如ク登記ス

一社名 石見義済合資会社

一営業所 石見国邑地郡川本村大字川本 529 番内第老地

一会社本店 石見義済合資会社本店

一会社ノ目的 死後ノ準備ニ供フル資ヲ媒介義集シテ遺族ヘ交付ス

一資本惣額 金 500 円

一会社設立ノ年月日 明治 27 年 2 月 9 日

一業務担当社員ノ氏名 渡利喜七郎 坂原虎次郎

一各社員ノ氏名住所出資額及責任

石見国邑地郡川本村大字川本 164 番地 金 200 円有限 渡利喜七郎

石見国邑地郡三谷村大字三俣 203 番地 金 300 円有限 坂原虎次郎

右公告ス 明治 27 年 2 月 9 日 大森区裁判所川本出張所

同年 4 月 6 日には「石見義済合資会社松江支店」の登記公告が掲載された。登記日は明治 27 年 4 月 5 日、営業所は出雲国松江市殿町 140 番地。会社の目的と資本総額は本店と同じ。「会社存立時期」は本店と異なり「無限」とある。業務担当社員は「樋野蔵七、樋野仙之助」の二名。社員 5 名、出資額は各自 100 円。本店とは重複していない。

明治 27 年 8 月 31 日付で、同じ村内ではあるが住所変更され、資本金は 1,000 円に増額された。業務担当社員のうち渡利喜七郎が退社した [27.9.4]。二週間後、松江支店も資本総額が 1,000 円に増額され、業務担当社員一名が退社、社員のうち 3 名が退社した [27.9.18]。

明治 28 年 5 月には社名変更登記が行われた。石見義済本店は「関西義済合資会社」[28.4.2 付け]、同社支店も「関西義済松江支店」[28.5.1 付け]へ改名された。会社の目的は「死後ノ準備」に「児童ノ修学及ヒ養老」が追加された [28.5.2]。

明治 28 年夏に登記はさらに変更された [28.7.30]。資本総額は 1,000 円から 2 万円に上げられ、社員 3 名の出資額は 500 円、300 円、200 円から各々 14,000 円、4,000 円、2,000 円となった。支店も同じく変更された。同年 10 月 18 日、「関西義済松江支店」は「関西生命保険」に改名された [28.7.31]。会社の目的は「生命保険業」に変更され、業務担当社員も一名増員された。一方、本店の方が支店に変わった [28.10.25]。

関西義済の最後はよく分らない。松江区裁判所の登記簿に明治 28 年 11 月 1 日付で「関西生命保険 精算人指名」とあり [28.11.10]、同 11 月 21 日付で大森区裁判所川本出張所の解散登記簿に「関西生命保険」とある [28.12.1]。この島根県で最も早い合資会社は二年足らず存続したようである。その間の一年は同社だけが存在したから、後続の類似保険会社にとってはモデルの役を果たすと推測される。

吊祭金支払・受領広告

石見義済は、島根県で初めて「吊祭金」の支払いと受領の広告を出している。第一回は 7 月 [27.7.11] であった。

「石見国邇摩郡水上村大字福原 福谷ハヤ 右之者本年 3 月 19 日本会社へ加盟の所過る 6 月 27 日死亡せしに付社則第 7 条により吊祭金 15 円払渡候此段加盟人諸君へ広告候也 石見国邑智郡川本村石見義済合資会社本店 出雲国松江市殿町 同松江支店 石見国邇摩郡大森村 同大森出張所 本会社は何時にても老幼男女の別なく加盟申込を諾す郵券 2 銭御送付あれは其詳細を報すへし

私母福谷ハヤ儀石見義済合資会社へ加盟中去る 6 月 27 日病死致候処今般全会社より吊祭金 15 円御下渡に付受領候段感謝の至りに存候略義なから新紙を以御礼申上候頓首 明治 27 年 7 月 邇摩郡水上村大字福原 福谷栄太郎 石見義済合資会社同加盟人各位」。

この例では実母を加入させていた。加入から死亡まで約 3 ヶ月、死因は「病死」である。二回目では [27.8.8]、実父、加入から死去 [4.3~7.30] まで約 4 ヶ月、死因は「病死」である。三回目 [27.9.25] も実父であったが、間隔と死因は記されていない。

この後に同社はもとより他の類似保険会社も多数の契約金受領広告を出すようになる。それらについては、次稿以下で簡単な分析と所見を掲載することにしよう。

2. 会社数と所在地別・登記日別分布

会社数・登記日別分布

明治 28 年 2 月 26 日に二つ目の会社「山陰養育」、翌 27 日には「松江共済」がそれぞれ登記公告を出した。以後、3 月=1 社、4 月=1 社、5 月=6 社、7 月=9 社と漸増し、8 月には一気に 29 社が現れた。9 月には 55 社、10 月には同月 22 日の取締り日までに 53 社が登記公告を出した。ここまでで合計 161 社である。

28 年 10 月 23 日以後は多くの会社で清算事務が始まる一方、会社の新設が続いた。10 月下旬は 6 社に留まったが、11 月には 26 社が出現し、翌 29 年 5 月まで次第に数を減じながらこの傾向は続いた。明治 30 年 1 月にも 3 社が新設されたが、それを含めて取締り以後に合計 128 社が現れた。これで前後期合わせて 289 社である。商業登記公告が欠けており、部分的データしか得られない会社が 17 社あり、これらを加えると島根県に 2 年余で現れた類似保険会社は合計 306 社であった。

島根県のブームは、明治 28 年 8 月から 10 月下旬までを前半期とし、10 月下旬以降 29 年半ばまでをブーム後半期とした。この間、『山陰新聞』の最終ページには、連日、類似保険会社による十数件の公告と広告が掲載された。類似保険会社関連の公告・広告が紙面をほぼ埋め尽くす日もあった。一方、本文でも時おり類似保険や一般の保険に関する記事が掲載されている。

所在地別分布

類似保険の所在地別分布は以下の通りである。類似保険会社は県内に満遍なく所在した。松江

市が最多であるが、類似保険の特徴として、郡部にも多数所在した。

松江市 85；邇摩郡 41；邑智郡 37；那賀郡 30；安濃郡 23；神門郡 22；飯石郡 17；楯縫郡 14；大原郡 11；意宇郡 8；仁多郡 7；出雲郡 4；能義郡 1；大庭郡 1

松江市の場合、本店が所在する町名は以下の通りである。ここも多寡の差はあるものの、全市に満遍なく所在した。

殿町 26；雑賀 9；和多見 8；母衣 5；末次本町 5；八軒屋 4；片原 4；紙屋 3；新材木 3；東茶 3；堅町 2；苧町 2；末次魚町 2；天神 2；市寺町 2；その他 5 町に各 1

会社名

会社名は多彩である。大部分は「合資会社」の前に 4 つの漢字を置いている。命名には二つの流儀があり、一つは「地名＋標語」組み合わせ方式、もう一つは「4 字標語」方式である。以下は明治 28 年 10 月 22 日までに現れた会社の例である。

「地名＋標語」方式では、「東洋」「日本」など広域の地名を付したもの (11 種 23 件)⁵⁾ から、「山陰」「島根」「出雲」「神門」「湯里」など島根県にゆかりのある地名を付したものである (48 種 57 件)⁶⁾。年代を付したものは「明治」の 3 件にすぎない。

次に、地名の後に付けられた標語は 19 種 79 件である。最多は「義済」(34 件)、次が「共済」(16 件) であり、その他は多くない。「義済」は「4 字標語」方式でも使われており、合計 60 件に達する。「共済」は 32 件である。他は「互救」が 7 件、残りは 1 件から 3 件程度である⁷⁾。「保険」を付したものは 14 件⁸⁾。

もう一つの流儀である 4 字標語で構成する社名は 67 件であった。最多は「義済」の前に 2 字をのせたもの (25 件)、「共済」を使うもの (13 件)、他に「救済」(3 件)、「同盟」(3 件)、「互救」(2 件) であり、その他は 21 種であった⁹⁾。これ以外に二字標語が 3 件 (仁兎・義民・永久)、六字が 1 件 (生命財産保安) である。地名か標語か分らないのが 5 件ほどあった¹⁰⁾。

「松江共済」[28.6.18] は、「近時異名同主義の会社陸続として起り殊に名称に於て最も煩敷候」と嘆いた。一方、「共済生命」は「緊急広告」を出した [28.3.12]。「近頃当地方に松江共済合資会社設立相成夫かため各地より御問合あれども本社は東京に本店を置き各地に代理店を設け共済生命保険合資会社と称し確実に生命保険の事業を営むものにして松江共済合資会社とは全く関係なし此段広告す」。東京から来た会社である「共済生命」には甚だ迷惑なことであった。

会社形態

類似保険会社の大部分は、他の府県と同じく、合資会社であった。合名会社は 12 社、株式会社は 1 社にすぎない。資本金の分布は以下の通り。最少額は 200 円、最高額は 4,000 円。最多は 1,000 円、次は 500 円であった。500 円から 2,000 円の間ほとんど全部が納まった。なお、増

資と減資はかなり頻繁に行われている。

500 円以下	11 社
500 円	36 社
500 円～1,000 円以下	31 社
1,000 円	64 社
1,000 円～2,000 円	26 社
2,000 円以上	5 社

営業担当社員は取締役以前には 2 名以上が多く、出資社員は営業担当社員を含めて数名程度である。取締役以後は営業担当が 1 名である事例が増え、資本金もより少額となった。

IV. ブームの発端

1. 事業の目的と方法

事業の目的

類似保険の事業目的は、各種の担保リスクの発生に対して加入者から賦課金を徴収して支払うことである。リスク別に整理すると、明瞭な傾向が識別される。画期は明治 28 年 10 月 22 日の解散命令発布の日で、この日を境に類似保険会社の担保リスクの種類は大きく変わった。

前半期には、単独リスク担保と複数リスク担保を合わせて 18 通りの組み合わせが見られた。リスクは 13 種。延べ 247 件。うち「死亡」単独で 95 件、死亡と他のリスクの組み合わせで 60 件。計 155 件、全体の 62.8%。次いで「産児養育」が単独で 7 件、他リスクとの組み合わせで 33 件。合計 40 件、16.2%。「養老」は他リスクとの組み合わせで 24 件。殖牛が単独で 6 件、計 12 件であった。つまり、前半期の類似保険は主として「死亡」リスクを中心とした。

後半期は、単独リスク担保と複数リスク担保を合わせて 28 通り。リスクの種類は 16 種。延べ 183 件。単独より複数の組み合わせが増え、組み合わせ方も多彩となる。3 種類や 4 種類の組み合わせもでた。単独では産児養育が 46 件、他リスクとの組み合わせは 38 件、計 84 件。全体の 45.9%。多分、学資保険に似たものと思われる「教育」¹¹⁾ が計 19 件。その他に多いのは結婚が 11 件。他では「保険」と銘打つものが計 16 件。殖牛・産犢は計 16 件（なお、牛馬の生命保険 2 件）。養老 11 件。死亡は 2 件に過ぎない。後半期には、産児養育、教育、結婚、養老など家庭生活にかかわるものが（養子 1 件）主な担保リスクとなった。また、殖牛など畜産に関するものがある。さらに後半期に出てきたものに「祝賀金」があり、「除隊慰勞」を加えて 13 件であった。

ごく少数であるが、「火災」(1)「火災水災」(1)「船舶救助」(2)「殖産興業」(2)「病傷」(1)などがある。「貧民救助」(4)と「七年定期」(1)というのは内容がよく分らない。

こうして類似保険は、明治 28 年 10 月 22 日を境に、担保リスクが死亡から出産・学資・結婚・

養老などへ一変された。

事業の方法

事業は「賦課方式」である。表現は多彩であるが、行っていることは皆同じである。いくつかの例を挙げてみる。「山陰養育」[28.2.22]は創立時に「産児養育の資を媒介抛集して産児の父母に交付す」と簡単に表現した。多くの会社はこれに倣った。「死亡及老後ノ準備ニ供フル資ヲ媒介共集シテ契約人ニ交付ス」[松江共済 28.2.26]、「養子又ハ結婚若クハ分家ノ資ヲ媒介抛集シ之ヲ当人ニ交付スルヲ以テ目的トス」[石見共益 28.3.15]。

「山陰養育」[28.10.19]は8ヵ月後に表現を改めた。「本公司は産児養育の資を得せしめんが為め広く同盟人を募り該同盟人中産児ありたる時若くは養育掛金の掛金定限額に達したるものあるとき他の同盟人より養育掛金を媒介抛集し以て契約の金額を之に交付し其残余を以て会社の利益となすを目的とす」。「掛金定限」は掛金の払い込み限度額である。限度額に達すれば、契約金額を払い戻すことになっていた。もっとも、実際にそうするほどに長続きをした会社はなかった。

「帝国殖牛」[28.8.13]も創業時に、「殖牛資金払渡契約締結後 300 日を経過して壱頭の産犢あるとき同種の契約人より掛金を徴収し該当の殖牛を払渡…す」としていたが、一ヶ月後には複雑になった。「殖牛資金払渡契約締結後 280 日を経過して壱頭産犢あるとき又は掛金払込満了の契約者あるとき若しくは掛金払込の後契約牝牛斃死したるとき同種の契約人より掛金を徴収し産犢又は掛金払込満了の契約者には該当の殖牛資金払渡をなし契約後牝牛斃死したるときは其既に払込たる掛金は契約人に返付し剰余金は収めて会社の利益とす」[28.9.16]。

類似保険は自ら保険を引き受けたのではなく、加入者からカネを集めて事故発生者に支払うという仲介機能を果たしたにすぎない。以下はその表現例である。「商業資本を交付すへき条件の発生する毎に期定の掛金徴集し一定の商業資本を交付し…」[旭同盟 28.10.13]。「専ら契約者の中間に立ち斡旋の勞を取り…」[平田義済 28.09.27]。「被済人中死亡者又は掛金定限額に達したる者ある毎に其中間に立て同種加盟者より一定の掛金を抛集し被済人へ共済金を交付し…」[普及共済 28.10.1]。

類似保険は現代の「保険」とは異なる。「類似」と呼ぶ所以である。しかし、類似保険が保険を意識していたことは、事業目的に「保険」という文字を用いた会社が 14 社あったことから推測される¹²⁾。当時、一般の保険会社は地方紙へ広告を出し、社員を派遣して保険募集に当たらせ、また、地方紙は時おり保険事業の動向を報じ、世界の保険の話題を紹介していたから、保険そのものは地方で知られていた。但し、不正確な知識のままに。

類似保険は徴収した掛金と払い渡す金額との差額を自己の利益とする。それを明記する会社が多かった。「死后及老後の準備に供ふる資を媒介共集し以て加盟人に交付し其利得を収容する」[島根義済 28.8.15]。「規定の掛金を抛集して契約の保険金を払渡し残余を收受する」[安全保救のち

帝国簡易生命保険 28.9.16]。「其幾分の利益を収受する」[大同義済 28.9.14]。「剰余金は収めて会社の利益とす」[大森共済 28.9.13]。「契約の保険金を交付し其残金を利得する」[同胞義済 28.9.14]。「其利益を収受する」[全国義済 28.9.20]。

加入者の払う金は概ね「掛金」と称されたが、会社が加入者に支払う金の方の呼称は多彩であった。「保険金」[同法義済 28.9.18；日本生命保険 28.10.1]、「契約の金額」[湯里共救 28.9.29]、「互救金額」[神門互救 28.9.29]、「共救契約金」[大津共救 28.10.1]、「共済金」[普及共救 28.10.1]、「義済金額」[神国義済 28.10.2]「義済契約金」[今市義済 28.10.3]、など。

類似保険の主張

類似保険は自己の事業の投機性を認めていたのではない。類似保険には類似保険なりの理想や主張があったようである。「関西義済」[28.5.2]は「相倚り相扶クルハ人世ノ通義ナリ本会社力博ク互済ノ責任ヲ負担シ人世ノ幸福ヲ増進スルコトハ夙ニ世人ノ認識スル所ナリ」と主張した。5月15日、仁多郡布勢村に開業した「仁多共済」の広告[28.5.23]では、「当会社は慈善的主義を以て設立し…現今各地に設立せる共済会社と其主義同一の者なれども其方法に至りては一々契約の簡便と利益とを主とせし者なり」と述べた。

「松江共済」の「緊急広告」[28.5.24]によれば、「当会社は慈善的共済相互の主義を採り…世に所謂生命保険の事業を営むものなり然れども当社は之を生命保険と云はずして共済法と称ふ是れ当社は他の生命保険会社が其門戸を鎖して拒絶せる老幼の二者を歓迎して之と契約を締結し身体の診査をなさず契約上手数と費用とを省き特に契約人負担の義務軽く其得る所殊に大なることは実に他会社の比にあらざる一種特色の組織なり…近來類似の方針たる会社陸續設立せられたるを見るは実に之れ社会の為に進て讃揚すへき事なれども亦退て深く永遠を憂慮すれば競争的軋轢を見るの不幸に陥ゆることをや嗚呼仁慈なる大方諸君よ諸君投機的世の風潮と流行とに惑うことなく業務の敏捷なると確実とを識認して加盟申込あらんことを切望す」。

生命保険のあり方をユニークに表現する堂々たる文章ではないか。誤解していることは確かであるが。こうした文章には模倣が多かったが、しかし、独自の保険思想らしきものを自ら表現したと思われるものもあった。例えば「帝国養育」[28.8.31]の「広告」がある。

「●本社の主眼とするものは父母をして児童を養育の資を貯蓄せしめ併せて産児養育に関する弊害を矯正するにあり

- 本社は産児養育の資を媒介抛集して産児の父母に交付す
- 本社は商法の規程に依り資本金 2,000 円を供へ營業の保証となす
- 本社は同盟締結の日より 260 日を経て出産する者に非されば養育資金を払渡さず但同盟人中 260 日以内に死亡したるものは其養育掛金を返付す
- 本社は養育法を区別して四種とす即ち老等養育資金 200 円 式等同上 100 円 参等同上 60 円 四

等同上 20 円とす

- 各等とも 600 人の加盟者あるを以全額を払渡す可し 600 人以内は割引通減するも減して半額を下すことなし 但し 600 人以上に達したるときは百人を増す毎に養育掛金を割引通減す
- 本社は当分の中契約者の都合により半額を納付し残金は向百日以内に納付することを得。

2. 競争の諸相

募集員と出張所

多くの会社が各地に出張所を設けた。最初の例は「石見共益」であろうか。6 月上旬の広告で、「左の各村に出張所を設置候」と伝え、7 箇所を列挙した [28.6.4]。「八雲互救」は、会社の「主義目的其他に至ては…各地募集員に就て規則熟覽」することを勧めた [28.8.23]。「栄共済」は出張所のほかに「契約申込所」を設けた [28.8.24]。もともと、出張所との違いはよく分らない。

「仁慈互済」は、4 郡にある代理店、3 郡の出張所、4 箇所の申込所を列挙し、「其他各地ニ募集委員多数アリ」と付け加えた [28.8.27]。「松江共済」[28.3.3] は「当会社は業務の拡張且共済慈善の実を施行するに際し左記の賛成員を設け以て当会社の隆盛を図る」として、9 名の氏名を列挙したのち「以下略ス」と記し、多くの賛成員が控えていることを仄めかした。「出雲互救」は「業務拡張の爲め左の巡回員を派出せしむ」ことにした [28.8.15]。「石見共益」は 2 名の募集員の働きを讃えて表彰した。「本社の爲め募集上偉大の成績を奏せられ実に感謝措く能はず茲に本社は其慰勞として金貳円宛を寄贈し以て聊か賞謝の意を表す」[28.6.30]。

「内国共益」[28.8.21] は「募集員を騙るものに注意を」呼び掛けた。「片山与一なるもの目下合資会社の募集人或は運動員と自称し本郡矢上村地方を徘徊する趣聞及候処本社にあつては全人へ右等の囑託を爲したること毫も之なきに付此段及広告置候也」。

競争の激化

会社数が増えると、競争は激化する。それに伴って各社はさまざまな手を打ち始めた。まず、取り扱い種目の増設が図られた。「石見共益」[28.6.4] は「養子女、結婚、分家資金の外に死後準備資金の一種」を加えた。「関西義済」[28. 6.22] は「終身義済法」のほかに「就学義済法」—尋常小学就学義済と高等就学義済—を追加した。これらは「学科了修の都度義済金を払渡す」というものであった。

料金の割引の類は、当然、有力な競争手段であった。「仁慈互済」[28.7.24] の「至急広告」は、8 月 2 日の開業式までは「申込料金 15 銭にて契約す翌 3 日より契約金 25 銭と改正す」と宣伝した。開業式までに加入すれば契約金を割り引くから、それまでに入れというのである。

加入者を紹介すると開業式で特典を与える会社があった。「山陰共済」[28.7.25] は「来る 28 日本会社開業当日までに各種契約者を通じて 5 名以上御紹介御申込の諸君は開業式場へ案内特に

優待候に付御誘導申込被下度」と広告した。

「仁多共済」[28.5.23] は大胆な恩典を強調した。「被済人より徴収すへき共済金の如きも他の共済会社に於て未だ其比を見ざる僅少の額にして共済金の払渡額は他の共済会社と同一の計算なり」。共済金、つまり掛金は他社より安く払渡金は同額というのである。「殊に当会社の契約は締結の日より有効とし一回の共済金払込をなさざる者と雖も契約後は会社規則に依り共済金を払渡すへし」。加入後一回も掛金を払わなくても、事故が起きれば払う。「これ当会社の特色にして加盟申込者の簡便と利益とを主とせる所以なり。要するに当会社は老若に拘はらず之れか契約をなし公平と正確とを以て共済の実を挙げんと欲する者なり冀くは仁慈なる大方の諸彦至急加盟申込あらんことを切望の至りに堪えざるなり」。なんとも寛大な条件であった。

「汎愛両成」[28.6.1] はこれらを不当と見た。「時勢の進運するや競争の風潮軋轢の流行を來たし本社と同主義なる会社の出生する種々ありと雖も要するに競争の裡に埋没せられ之が契約金を下げ◇めて加盟者の買はんとするに汲々として永遠の計画を為すものあるを見る稀なり」。

規約改正

競争激化に伴い多くの合資会社は規約を改正して加入や支払の条件を緩和し始めた。ただし、完全な規約は遺されていないので、広告を見て推測するほかない。「石見共益」[28.6.30] は「緊急広告」により規則改正を広告した。「乙種規則 互済金は各級共同盟人員の多少に拘らず全額金を払い渡すべし」。賦課方式であるから、加入者数に応じて支払金額は異なるが、定額を支払うとすれば、不足金は会社負担になるのであろう。「同盟保険」[28.7.9] の「緊急広告」は、経営上の安全と加入者の利便の矛盾を訴えた。類似保険会社は、意外にこの手の理屈を好んだ。

「会社の基礎強固ならんことを望み単に契約金掛金を高ふし被保人の便益を謀らざる者に博愛共済の主義に背く者なく被保人あつて後会社始めて確立す故に会社は被保人に対して出来得る限りの便益を与へざる可からず会社確立して而して被保人の利益安全なり故に会社は一時の姑息手段を以て徒らに被保人を勧誘す可らざる也契約金掛金を高ふして会社の強固を謀らん乎博愛共済の主義に背くを如何せん契約金掛金を低くして被保人の便益を謀らん乎会社破産の危険之に伴ふを如何せん其間中庸適度の針路を採り会社敢て容易に假さず然れども又出来得る限りの便益を与へ会社決して^{ミダリ} 叨に貪らざれども会社の基礎安全を謀り両者併行して其の維持を講ずるに非らざれば目的を達する能はざるなり」。

しかし、「同盟保険」は英断を下した。「本社は尚ほ進んで一大会社たらんことを期し益々基礎を強固にし諸君の安全を固めんと欲し先づ第一着として左記の如く附則を設け江湖諸君の加盟に便す… 一明治 29 年 4 月 20 日迄に加盟したる者には第 6 条第 7 条を適用せず即ち 800 人の定員に満たざるも各等とも養育資金の全額を払渡す可し」。

各社とも、加入後 100 日以内の死亡については支払わない旨の規定を置いていた。いわゆるモ

ラルリスクを防止する目的であった。しかし、これが次第に緩和されて行く。定員が集らないときでも加入後 100 日がたてば満額を支払うことにした。「明治互済」[28.7.30] は定員を満たしたことにしたらしい。「本社開業以来僅々四旬を経たるにも不拘加盟者続々不絶已に定員を踰へたり因て契約の被済人 100 日後の死亡者へは互済金全額を御渡可申候且契約金割引の特別法も当月 30 日限りにて已に切迫に及ひたれば有志諸君此期を失せず陸続加盟せられんことを不堪希望此旨広告す」。「帝国義済」[28.8.23] は率直であった。「弊社開店より日浅しと雖とも江湖諸君より意外の契約申込受け今や 40 日を待たずして満員と見認むるを以て今般社則中 100 日とあるを本日より 40 日に更正し…」。

100 日という条件そのものが次々に短縮された。「慈善互救」[28.7.28] は「本会社規則中 100 日とあるを総て 60 日と更正す」と「緊急広告」を出した。「明治救済」[28.8.21] は同じ期間を 30 日とした。「経過日数は契約締結の日より向 30 日間とし 30 日以後に死亡せしものには加盟人の多少に不拘契約金の全額を払渡すへし」。「生命財産保安」[28.8.22] は本社移転記念に伴う恩典のひとつとして「一本社々則中 100 日を 45 日と本日より更正す」。

出産保険を扱う会社も、保険金支払の条件を 300 日から 280 日に変更した。例えば「山陰養育」[28.8.4] である。「本会社創立以来類似の会社陸続蹀を接して顕われ尚且將に顕はれんとするの趨勢なるにも拘はらず幸に大勢の容るる所となり今や同盟人 5000 余人の多きを見るの隆盛に至りたるは本社の夙に光榮とする所にして亦窃に誇る所なり而して社運の益々盛に赴くと共に愈々同盟人の利益を図るは当さに本社か江湖に酬ゆるの義務と思惟す依て今般左の通り更正増補し一は社業拡張の一端となし他は一層江湖の需めに応せんとす幸に微意の諒察を乞ふ本社は産児の発達安全を図る専門の会社にて而かも此種の率先者なり 一規則第四条の但書及第 23 条の 300 日とあるを 280 日と更正し既に交付したる証券も依之積算す此の更正をなしたるは同盟人の利益を図らんか為め従来の実験に稱へ尚生理上特に松江病院長山崎医学士に就き教を受くる所あり更正をなしたるものにして世の徒に競争を負ひ一時の人気取りを学ふものにあらず」。

「両全義済」[28.8.25] は「義済法」を「甲乙二部に分ち甲部は一家族を義済し乙部は産児養育の資を義済す」とし、それぞれについて「甲部は契約の日より 30 日乙部は 270 日を経て死亡又は産児ある時義済資金を払渡すへし」と決めた。

遂に「仁慈互済」[28.8.27] は宣言した。「本会社の特筆大書すべき要点は加盟申込金の低廉にして契約金の少額なると且契約申込の日より 20 日経過後死亡者は一回の掛金をなさるも 30 日以内に互済金払渡にあり」。別の日の広告 [28.9.6] では、互済金は 19 円 98 銭であった。

加入人数

類似保険の実態のうちで最も分り難いのは加入人数である。「石見義済」は約一年後の広告 [28.3.17] で、まず他社について「類似の会社連りて起り時に詐謀を以て本会社を中傷せんとす

るもの有之趣契約人諸氏より御忠告を受け候次第も有之候処本公司は徳義と正実とを以て永久濟世の重任を負い投機的一時の流行に左右せらるるが如き菌生物に無之候間千万御安心被下度」、念のため「被濟人加盟数」を記してみせた [28.3.19]。無論、真偽の程は定かではない。

「一高等義濟契約 831 人 一尋常義濟契約 710 人 一簡易義濟契約 926 人 一幼稚義濟契約 3599 人 合計 6071 人 此義濟金 20 万 7065 円」。

以下は、加入人数を記している会社の例である。「明治救濟」[28.7.18] は「創業以来僅かに 50 の日子を経過せざるにも拘 [ら] す忽ち江湖諸君の偉大なる協賛を得今や予期の人員を超過し会社の基礎は茲に益安全強固なるに至れり…開業日自 5 月 20 日至 7 月 12 日 53 日間申込人員 一尙等契約 608 人 被保金 6 万 800 円 一弍等契約 625 人 被保金 3 万 7500 円 一参等契約 641 人 被保金 3 万 9230 円」。「仁慈互濟」[28.8.6] は「8 月 2 日迄の募集高 3,805 口に至り益々隆盛」を誇った。「松江共濟」[28.8.9] も「本社開業以来社旨の見るべきあるを以て大に社会の信用を得殆んど一種毎に一千名の諸君と契約を取結へり」。「仁義救護」[28.8.10] は「本月開業の当日より昨 8 日までの救護申込契約締結済の人員加盟諸君へ左に報告す 甲種 325 名 乙種 295 名 丙種 211 名 丁種 284 名 計 1,216 名」と「報告」した。

「慈善互救」[28.8.14] の「広告」によれば、「四方諸彦の信用を得加盟者は客月 25 日開店以来僅かに 18 日間に 2,017 家の多きを見るに至り」。10 日後 [28.8.28] の「緊急広告」では「本社開店より本日迄僅かに 28 日間に第一種 762 戸第二種 733 戸第三種 786 戸第四種 827 戸計 3,108 戸の加盟者有之各種共定員を超過せり」。10 日間で千人の加入者であった。「山陰共濟」[28.8.20] も負けていない。「開業僅 [か] に 20 日間にして昨日までに整理せし加盟証書の号数は実に左の如し 一等 485 号 二等 403 号 三等 432 号 本社が規則上の目安とする各種の加盟各 600 人に達するは不日にあり」。「安全保救」[28.8.24] も広告した。「本公司は本月 10 日登記済 11 日より開業仕候処…加盟人増加し…通知書取調高本日迄即ち 8 日間に 564 通及び優等予約申込高尙百余名有之依て本日より向ふ廿日間には満員に相成候見込に候」。

いずれにせよ、島根県や松江市の人口からみて、一人が数社に何口も加入しない限り、定員に達することはあり得なかつたであろう。ただし、他の府県ほど大きな定員は設定しておらず、精々 600~800 人程度であつたと推測される。

合資会社に無関係

『山陰新聞』にはさまざまな広告が掲載され始めたが、興味深いことに、7 月 23 日、合資会社とは無関係であるとの広告が出された。「近来流行の救濟主義合資会社に就ては小生毫も関係不致為念の知己諸君に告く 明治 28 年 7 月 20 日 飯石郡来島村」[28.7.23]。「近来世間往々拙者に於て(共濟、救濟)合資会社の類創業するものの如く流説を信じ続々其實否の照会且規則書用紙等の請求せらるる向も有之候処右は全く事実無根にして該業の比には毫も関係無之候間爾後当路者

に於て斯る浮説に迷ふこと勿れ此段為念広告す 明治 28 年 8 月 神門郡知井宮村 [28.8.24]。この手の広告はこれから頻繁にだされるようになるから、無断で名前を使われる有力者も多かったのであろう。

一方、会社から逃げ出すものが出た。「拙者帝国共済合資会社業務担当員に推選致され候処都合に依り脱社仕候此段湖客諸君に謹告す」 [28.7.28]。「小生義決する所あり慈善互救合資会社を退所せり此段広告す 明治 28 年 8 月 4 日」 [28.8.8]。

不正防止

競争の激化は、芳しからぬ手を打つ会社を出現させた。「石見義済」は「類似の会社連りて起り時に詐謀を以て本会社を中傷せんとするもの有之」と苦情を申し立てた [28.3.19]。会社側の悪辣な手口については、別に報告することができると思う。

一方、加入者の側にも、けしからぬ振る舞いに出るものがいた。「山陰共済」 [28.8.1] の「広告」いわく。「本社の被保人諸君にして行違 [に] より一種一人式口の重複加盟なきを保しかたし万一重複あれば契約成立（加盟当日より一百日以内）前に於ては本社買収金の内実費を引去り残金を還付速に解約すへし 但被保人の内女子は実家と入家と一人両姓を記する弊あり見出帳にて鑑別を為す能はされは爾後戸籍に相当なる実家の姓を記載あるへし」。同一の女性を、婚家と実家の名前で二口加入させていたのである。

「同盟保険」は「緊急広告」で「社則を更正実行」と伝えたが、末尾で「本会社の被保人は配偶者ある婦女子に限る」と書いた [28.8.2]。別の日に [28.8.11]、夫婦の重複加入は不可である旨を「同盟保険」は説明した。「本社か先に夫婦両者の加盟を禁し婦の一方のみ加盟せしむることに更正したるは単に加盟諸君の将来負担する義務を軽からしめ以て其安全を図らんか為めなり今日全種類の会社陸續興起するに際し此更正を為すは加入員を増加する点に就て甚た不得策なることを予期したるに図からざりき江湖諸君の賛成を得日に増し多数の申込あるは独り本社の為めのみならず加盟諸君の為め大に祝する所なり」。

「内国共益」 [28.8.15] の広告によれば、「同盟契約をなさんとする者は左記の項目最も嚴重に注意を要す 一産児養育共益同盟人男子なれば何の某夫と肩書を記入すべし 一 産児養育及び養子女、結婚、分家、共益同盟人の代人を要することあるときは后見人又は父兄若くは親屬たるの肩書を記入調印すべし 一死後準備共益同盟人は必ず其本人の実印を要す若し代人を要することあるときは近親者をして代人たらしめ同盟人との続き柄を肩書に記入すべし 一死後準備共益契約人は同盟人の相続者に限るべし若し相続者なき時は其親屬又は死後のことを托すべきものたるべし 一親屬と称するは刑法第 114 条に抛るものとす」。

「博愛三益」 [28.8.28] の規則改正広告は詳細であった。まず「第 23 条左に該当する者は契約者たるを得ず」として、「未成年者 但法律上の後見人あるときは此限りにあらず」、「公権を剥奪せ

られたる者」、「被済人の相続人又は戸主又は親族にあらざる者 但親族と称するは刑法第 114 条に拠るものとす」を列挙した。「第 24 条 第 4 条期間内に於て甲乙種の被済人死亡したるときは契約の消滅は勿論負担金の返付はせざると雖契約保証金半額を契約者へ返戻すべし 但此場合に於ては死亡者と全等契約者は負担金を収むるの義務を負う」。本条は、加入後の一定期間内の死亡についての措置である。「第 44 条 死亡の原因有罪判決の執行若くは自殺決闘其他故意に出てたる時 市町村長の証明書と契約申込証書と符合せざる時」。本条は支払を行わない事由を書いたものであろう。

「明治協済」[28.9.8] の広告は、加入日の訂正を強要する加入者がいたことを示している。「本社は規則第 9 条を以て契約成立日を指示致居候処近頃各地申込人より種々事情を並べ契約日繰上げ方照会の向も沢山有之候得共這は断して異変難出来儀に付き繁忙の央一々回答不致候間茲に新紙広告を以て回答に代へ候」。加入と死亡の日付が契約金の支払い如何を決めるから、加入者にとっても会社にとっても、非常に重要であった。両者の駆け引きが生じたようである。

V. むすび

『山陰新聞』[28.5.25] は「島根県の保険事業」を書いている。

「保険会社の勃興は其地の資金豊富なるを証するに足るや否やは之れを知らず他府県の該業を観察するに保険会社は一種の流行の如く思考せらるるのみならず僅少の資本を以て同業競争の末幾千の被保人を得、其保険料金を挙げて他の用途に供し而かも往々にして危険の傾きさえあり其弊は保険料金を会社の負債となさずして全然会社の資本と見做すに因る而して還付の期を知らざるものの如し当局者は保険事業の恐慌起らんと深憂せし由なるか本県下は蓋し斯かる躁急軽浮の保険会社を起すものあらざるへしと雖も其勃興は恰も雨後の菌キノコに似たるものあり今左に其名称を掲ぐ其資本金の多寡と信用とは未だ之れを知らず

松江市 日本、明治、帝国、仁壽、共済、山陰生命、火災、海員生命、海上、松江共済保険会社、関西義済合資会社

仁多郡 仁多共済

神門郡 中国共済

邑智郡 日本互救、汎愛両成、石見共益、山陰養育

安濃郡 明治救済合資会社

邇摩郡 明治協済」。

都合 19 社が玉石混交の状態で羅列されている。松江市の 5 社は同市に代理店を置いた通常の実業生命保険会社であり、山陰生命の次の 3 社は損害保険会社である。残りの 10 社は類似保険会社であった。さらに、保険会社の実態についても、余りよく理解されていなかったのかも知れない。

明治 28 年 8 月以降、類似保険会社の数が急増するに連れて、新聞の公告・広告欄は大賑わい

となった。連日十数件の公告・広告が掲載された。その一方、記事面では、類似保険に対して批判的な論調の記事が出始めた。次稿では、8 月から 10 月中旬までの状況を述べていきたい。

引用文献、注

- 1) 粟津清亮：「我国生命保険事業の失態」、『保険論集 I』119-21
- 2) 拙稿「明治 26 年愛媛県『同愛舎』から類似保険へー明治期における類似保険の実態 (2-3)」『流通科学大学論集－経済・経営情報編』15-2 (2006.11) 15-28；「明治 26 年愛媛県の類似保険会社ー明治期における類似保険の実態 (2-4)」『同』15-3, (007.3) 29-42
- 3) 拙稿「明治 32 年徳島県の類似保険解散命令ー明治期における類似保険の実態 (2-5)」『同』16-1 (2007.7) 1-14
- 4) 中嶋繁雄：『明治犯科帳』（平凡社新書,2000）
- 5) 【地名=23】東洋 2；日本 6；大日本 1；帝国 5；皇国 1；全国 1；中国 3；五州 1；大和 2；中央 1；関西 1
- 6) 【島根県ゆかりの地名=57】山陰 5；島根 1；三州 1；出雲 1；雲西 1；雲伯 1；雲陽 3；陰陽 2；石東 1；湖西 1；湖東 1；陰石 1；松江 2；石見 2；仁多 1；安濃 1；頓原 1；八雲 1；扶桑 1；三瓶 1；長久 1；乃木 1；来待 1；今市 1；大田 1；黒松 1；大田町 1；山口 1；邑智 1；大原 1；大東 1；杵築 1；平田 1；須佐 1；湯里 1；神門 1；松陽 1；大津 1；雲州 1；大森 1；佐世 1；秋津 1；意宇 1；神門 1；直江 1；後地 1；簸上 1；秋鹿 1
- 7) 【標語=79】義濟 34(25)；共濟 16(16)；養育 3；共益 1；互救 5(2)；互濟 2；救濟 1(3)；協濟 2(1)；成義 1；殖産 1；殖牛 3(1)；産業 1；共救 3；互濟 2(1)；協同 1；博愛 1(1)；康濟 1；相濟 1；同盟 1(3) 但し () 内は他の用例数。
- 8) 【保険=14】生命保険；共濟保険；病傷保険；同盟保険；簡易生命保険；仏教相濟保険；博愛保険；赤名簡易生命保険；大浦生命保険；日本生命保険；久利生命保険；温泉津生命保険；十五日生命義濟；帝国同盟保険
- 9) 【四字標語=67】幼老義濟・国民一・文明一・両全一・攝養一・大同一・公道一・愛国一・同胞一・共栄一・公道一・国家一・共益一・神国一・中外一・仁壽一・大国一・天下一・大和一・愛善一・開明一・隆盛一・濟一・慈愛一・殖牛一・永久一；榮共濟・同盟一・愛仁一・正義一・平和一・仁愛一・普及一・安栄一・国家一・愛国一・衆愛一・自由一・信義一；博愛同盟・義成一・旭一；共和救濟・交互一・弘盛一；慈善互救・病傷一；仁慈互濟・安全協濟・護法博愛・帝国殖牛・協同兩成・仁義救護・汎愛兩成・護法濟世・博愛三益・安全保救・普救親愛・産児養育・共同補償・愛国義勇・朝日正濟・陰養完全・仁愛普救・日進愛民・老幼双扶・無朽徳濟・同和濟生。 但し、一は従前と同じ。
- 10) 【不明=5】兩國共濟・日光共濟・笠津共濟・津田共濟・高松義濟
- 11) 「産児養育ノ資」「産児養育資金」という表現に対して、「学齡児童就学資金」[明治協濟]；「教育資金」[国民慈愛]；「就学資金」[扶桑共濟]などは学資保険に近い考え方と思われる。
- 12) 「簡易病傷保険営業」[日本互救 28.5.10]；「簡易生命保険」[簡易生命保険 28.7.17]；「生命の保険」[大同保険 28.10.21]；「生命保険業」[帝国簡易生命保険 28.10.23・帝国簡易生命保険 28.10.23・八雲生命保険 28.10.30・同胞生命保険 (→同胞保救) 28.10.31・出雲簡易生命保険 29.02.11]；「生命保険営業」[江

陽生命保険 28.11.1・中国簡易生命保険 28.11.16・関西簡易生命保険 28.11.25・帝国簡易生命保険 29.2.23];
「生命を保険」[出雲生命保険 28.11.12];「生命財産保険業」[生命財産保険 28.11.15];「簡易なる生命保
険の業」[仏教簡易生命保険 29.2.1];「漁船と漁業者の生命に対する保険」[石洋保険株29.10.15]